平成２２年（フ）第３４２号
東京都多摩市唐木田１丁目１番地の２ゼットビル唐木田102
債務者　岸　　七重
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４４号
岡山県津山市高野山西424番地
債務者　河田　正子（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第４６号
岡山県津山市一色316番地
債務者　増田　　要
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第４８号
岡山県津山市二階町１番地
債務者　服部　　正
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３０６号
東京都八王子市子安町１丁目30番７号
債務者　佐藤　幸男
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１６号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目23番９号　和泉ハイツⅠ101号、外国人登録原票上の住所静岡県浜松市中区葵西６丁目１番５号
債務者　宮本富士子こと　朴　　順姫
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１００２号
静岡県藤枝市大東町301番地の２
債務者　増田千須子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１号
静岡市駿河区寺田109番地の２
債務者　田村　和裕
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０号
静岡市清水区長崎197番地の８　マルタ荘東
債務者　宮内　一博
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０１号
静岡市清水区大内新田20番地の１　ドミールU101号
債務者　松崎　朋彰
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８号
静岡県静岡市清水区下野東４番13号　市営住宅324
債務者　松崎　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８号
静岡市清水区草薙３丁目29番37号　エタニティⅡ101、旧住所静岡市清水区三保3476番地の１　桜荘102
債務者　田之上絵美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３号
栃木県矢板市木幡820番地１、前住所栃木県矢板市鹿島町11番45号
債務者　山口　　愛
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第２４号
栃木県矢板市木幡820番地１
債務者　山口　睦美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第２５号
栃木県那須塩原市若葉町７番６号　真島マンション３―506号、前住所栃木県那須塩原市豊浦町100番地526
債務者　藤田　憲司
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部